

介護予防・日常生活総合第1号訪問介護 重要事項説明書

《 令和7年8月1日現在 》

1. 訪問介護ステーションこころ

(1) 事業所の概要

事業所名	訪問介護ステーションこころ
所在地	静岡県静岡市葵区安東1丁目8番7号
電話	054-294-7895
FAX	054-294-7894
管理者	石川 留美子
介護保険指定番号	静岡県 第 2274207873 号
サービスを提供する地域	静岡市（但し、旧中藁科村、旧大河内村、旧梅ヶ島村、旧玉川村、旧井川村、旧清沢村、旧大川村、旧興津村、旧小島村、旧両河内村、旧庵原村、旧由比町、旧蒲原町の地域を除く）の区域とする。
営業日	月・火・水・木・金
営業時間	9:00 ~ 18:00
休業日	祝日、8月13日～8月15日、12月31日～1月3日
サービスの提供	電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とし、出来る限り利用者の要望に応えるサービス提供を行うこととする。

(2) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者兼サービス提供責任者	介護福祉士	1名(0)	0名(0)	1名(0)
サービス提供責任者	介護福祉士	1名(0)	0名(0)	1名(0)
訪問介護員	介護福祉士	1名(0)	3名(0)	4名(0)
	実務者研修修了者	0名(0)	1名(0)	1名(0)
	2級課程・初任者研修修了者	0名(0)	3名(0)	3名(0)

※ サービス提供責任者は訪問介護員を兼務

() 内は男性再掲

(3) 従業者の業務内容

職種	業務内容
管理者	従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理業務
サービス提供責任者	訪問介護相当サービス計画を作成、申込みに係る連絡調整、訪問介護員に対する技術指導
訪問介護員	介護予防・日常生活総合第1号訪問介護サービスの実施

2. サービス内容

(1) 身体介護	食事の介助	衣服着脱の介助
	排泄の介助	身体の清拭・洗髪
	入浴の介助	外出の介助
	その他必要な身体の介助	等
(2) 生活援助	調理（配膳・片付けを含む）	生活必需品の買物
	衣類の洗濯、補修	住居などの掃除、整理整頓
	その他必要な家事	等

3. 利用料金

※別紙の通り

(2) 交通費

前記1の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、訪問介護員がお訪ねするための通常の事業実施地域を越えたその交通費の実費が必要です。

但し、自動車を利用した場合は、通常の事業実施地域を越えたその路程1km当たり20円を実費として頂きます。

(3) キャンセル

急なキャンセルの場合は、下記にご連絡下さい。

連 絡 先	電 話 番 号
訪問介護ステーションこころ	054-294-7895

(4) その他

① 利用者様のお住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者様のご負担となります。

② 料金のお支払方法

毎月15日頃迄に前月分の請求を致しますので、25日までにお支払い下さい。

お支払い後は、領収証を発行します。

お支払方法は、現金集金または口座振替にてお願い致します。

4. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずはお電話等でお申込み下さい。当事業所スタッフがお伺い致します。

訪問介護相当サービス計画作成と同時に契約を締結し、サービスの提供を開始します。

※ 介護予防サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に地域包括支援センターへご相談下さい。

(2) サービスの終了

① 利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書により解約をお申出下さい。

② 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了致します。

* 利用者様が介護保健施設や医療施設に入所または入院した場合。

* 介護予防サービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が、非該当(自立)・要介護と認定された場合(※条件を変更して再度契約することができます。)

* 利用者様がお亡くなりになった場合。

③ その他

* 当社が、正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者様やご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合には利用者様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

* 利用者様が正当な理由なく事業者を支払うべきサービス利用料金を3ヶ月以上滞納した場合には、事業者は1ヶ月以上の相当の期間を定めてその支払いを催告し、料金を支払うよう催告したにも関わらずお支払がない場合、または利用者様やご家族などが事業者や事業者のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、事業者は文書で通知することにより、契約を解除する事ができます。

5. 当社の介護予防・日常生活総合第1号訪問介護サービスの特徴等

(1) 運営の方針

事業所の訪問介護員等は、利用者様等の人格と人生観を尊重し、心身の状態を把握した上で、残存機能を活かし、自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活全般にわたる介護予防訪問介護を行います。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提携に努めるものとします。

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
ホームヘルパーの変更の可否	有	ご希望に添えない場合もございます。
男性ヘルパーの有無	無	
従業員への研修の実施	有	

6. 虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 石川 留美子
-------------	------------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催しています。

7. 緊急時及び事故発生時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、速やかに主治医、当該利用者様のご家族、当該利用者様に係る地域包括支援センターへ連絡を致します。また、事故が発生した場合にも市町村（保険者）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

連 絡 先	名称・氏名	住 所	電話番号
保 険 者	静岡市	静岡市葵区追手町5番1号	054-221-1377
主 治 医			
家 族 （ 親 族 ）			
地域包括支援センター			

8. 損害賠償保険の加入

保 険 会 社 名	東京海上日動火災保険株式会社
保 険 の 種 類	超ビジネス保険

上記、損害賠償保険に加入しております。利用者様に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

9. 当社の概要

名 称 ・ 法 人 種 別	株式会社アクシリオ
代 表 者 役 職 氏 名	代表取締役 望月 徹
本 社 所 在 地	静岡県静岡市葵区安東1丁目8番7号
本 社 電 話 番 号	054-294-7895
定款の目的に定めた事業	1 介護保険法による訪問介護 及び介護予防訪問介護サービス事業 2 上記に付随する一切の業務 ・ ・ ・ 他

10. サービス内容に関する苦情

(1) 事業所お客様苦情担当

担 当		電 話
訪問介護ステーションこころ	管理者 石川留美子	054-294-7895

(2) 苦情相談等の処理体制

(1)	窓口を担当者が居る場合は、直接対応します。 窓口を担当者が不在時は、他職員が対応し、担当者へ報告します。
(2)	苦情・相談等の内容をよく伺い、状況を詳しく把握します。
(3)	担当者が必要と判断する場合には、サービス提供担当職員を中心に検討会議を開き、対応を検討します。
(4)	検討会議の結果、必ず具体的な対応を迅速に行います。
(5)	苦情対応の記録を保管すると共に改善に活用し、再発防止に努めます。

(3) その他事業所以外に、市区町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

担 当	電 話
静岡市役所 介護保険課	054-221-1377
静岡市 葵区役所（葵福祉事務所）高齢介護課	054-221-1089
静岡市 駿河区役所（駿河福祉事務所）高齢介護課	054-287-8678
静岡市 清水区役所（清水福祉事務所）高齢介護課	054-354-2019
静岡県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情専用窓口	054-253-5590

11. その他

第三者評価等の実施状況	なし
-------------	----